

須賀川市公告第55号

須賀川農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面を次により縦覧に供する。

須賀川市民は、縦覧期間満了の日までに、農業振興地域整備計画の変更案について意見書を提出することができる。

農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該変更案に係る農用地利用計画に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和8年8月26日

須賀川市長 大 寺 正 晃

1 縦覧期間 令和8年8月26日から令和8年9月25日まで

2 縦覧場所 須賀川市産業部農政課

3 意見書の提出方法等

意見書は書面により行うこととし、日本語に限る。意見書には個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案以外に対しては意見書を提出できない。

4 意見書の処理等

意見書については、農業振興地域整備計画を公告する際に意見の要旨及びその処理結果を併せて公告し、個別の回答は行わない。なお、意見書の内容を公表する場合があるが、特定の個人が識別しうる個人情報、財産権等を害するおそれがある場合は、公表の際に当該箇所を伏せる場

合がある。

5 異議申出の方法等

異議の申出は書面により行うこととし、日本語に限る。個人の場合にあつては住所、氏名、職業を、法人の場合にあつては法人名、代表者名、事務所の所在地を記載すること。なお、農業振興地域整備計画の変更案に係る農用地利用計画以外に対しては異議を申し出ることができない。